

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、平成 27 年の国勢調査では 20,279 人で、平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間で 1,395 人が減少し (6.4%減)、その後も漸減している。国立社会保障・人口問題研究所の推計 (平成 25 年 3 月) によると、将来人口は平成 37 年には 17,320 人 (平成 27 年比 14.6%減) となるとされており、65 歳人口は平成 27 年 35.3%で、平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間で 3.7%増加している一方、0 歳から 14 歳人口は 0.6%減と少子高齢化が着実に進行している。

労働力人口は平成 27 年 10,897 人で、平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間で 643 人が減少し (5.6%減) し、管内ハローワークの一般職種別の新規求職・求人状況は、サービス、生産工程、専門技術の項目において人手不足となっている。

域内は農産物を利用した食品産業や従来からの衣服縫製産業に加え、自動車など輸送機関連産業、電子部品・デバイス関連産業、光学製品など精密機械産業等の立地が進んでいる。一方で、従来の労働集約型の衣服縫製産業や組立産業は、海外移転が進み、地域の製造品出荷額等は平成 16 年 207 億 3 千万円から平成 26 年 98 億 7 千万円と地域経済は停滞する傾向にある。

町内の事業所は、卸売小売業、建設業、生活関連サービス業、製造業などが多く、そのほぼ全てが中小企業者、小規模企業者となっている。保有する設備は老朽化が進み、増設はもとより既存設備の更新が課題となっているほか、前述の人手不足のため受注への対応も難しくなっている状況もあり、労働力確保と生産性向上が経営上の課題として強く認識されている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、経営の改善向上に対する自主的な努力を支援し、経済的社会的環境の変化への円滑な対応が図られることにより、本町経済の持続的な発展及び町民生活の向上に寄与することを目指す。

これを実現するため、計画期間中に年間 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性 (中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。) が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

1 (1) に示すとおり、町の産業は多岐にわたり、多様な業種が町の経済・雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、各々の事業所における多様な設備投資を支援する観点から、本計画における対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

地域内に多様な業種の事業所が点在しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

1 (1) に示すとおり、多様な業種が町の経済・雇用を支えていることから、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画においては、全ての業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた取組は、IT導入やIoT・ロボット導入など事業者の創意工夫により多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組でないこと。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものでないこと。